

三次市立保育所の民間委託に係る 基本方針

平成 2 3 (2 0 1 1) 年 6 月
平成 3 0 (2 0 1 8) 年 1 1 月 改定

三次市子育て・女性支援部 子育て支援課

三次市立保育所の民間委託に係る基本方針 目次

はじめに	1
第1部 民間委託に係る基本方針	2
1 公立保育所のあり方.....	2
(1) 公立保育所運営の考え方	2
(2) 公立保育所のあり方	2
① 公立保育所の役割	2
② 公立保育所のうち市直営の保育所の役割	2
2 保育所運営における民間委託の推進.....	3
(1) 民間委託の基本的な考え方	3
(2) 民間委託の推進により期待される効果	3
(3) 行政の責務	3
(4) 民間委託の推進	3
第2部 民間委託のガイドライン	4
1 ガイドラインの目的.....	4
2 民間委託の進め方.....	4
(1) 民間委託対象保育所の選定	4
① 立地・施設の基準	4
② ニーズ的基準	4
(2) 事業者の公募及び選考方法	5
① 委託業務が満たすべき必須の条件	5
② 事業者と市の役割分担	5
③ 事業者の選考基準	6
④ 事業者の選考	6
(3) 引継ぎの方法	7
(4) 民間委託後の市の責任	7
3 民間委託導入までのスケジュール.....	7
4 契約満了時の次期の選考方法について.....	8
(1) 選考方法	8
(2) その他	8

はじめに

市は、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本として、行政と民間との適切な役割分担のもと、事業者による継続的かつ安定的な保育所運営による新たな保育サービスの提供が期待される「民間委託（公設民営）」を進めるため、平成23（2011）年6月に「三次市立保育所の民間委託に係る基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

また、平成24（2012）年2月に「民間委託対象保育所の選定」を行い、立地・施設の基準とニーズ的基準で検討した結果、第一段階として、十日市保育所・愛光保育所・酒屋保育所の3保育所を選定しました。

さらに平成25（2013）年2月には、民間委託を行う上での基本的な基準やルールを定めた「三次市立保育所民間委託ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、平成26（2014）年7月に十日市保育所及び愛光保育所の民間委託を実施しました。

市では、依然として核家族化・少子化の進行と保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加、女性の社会進出など社会情勢が変化する中で、保育ニーズは多様化しています。

国においては、平成27（2015）年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、保育の質の向上が要請され、平成30（2018）年4月施行の保育所保育指針の改定では、小学校教育が円滑に行われるよう、保育所が幼児教育を行う施設として位置づけられました。

また、市では、平成29（2017）年12月に三次市子どもの未来応援宣言を策定し、一人ひとりの子どもの成長段階に応じた継続した支援に取り組むなど、保育所運営はより一層子どもの育ちや保育の質に重点を置いた形で変化しています。

このような状況の変化を踏まえ、これまでの考え方を基本としつつ、公立保育所運営のあり方を見直すことに伴い基本方針及びガイドラインの内容を見直し、ガイドラインと統合して改定します。

第1部 民間委託に係る基本方針

1 公立保育所のあり方

(1) 公立保育所運営の考え方

市は、保育の実施主体として安全で安心な保育及び三次市子どもの未来応援宣言を踏まえた取組を推進するため、保育士等の研修など人材育成及び保育の質の向上及び維持に取り組むとともに、多様な保育サービスの充実に努め、子育て環境の充実に努めます。

また、基本方針を踏まえた民間委託などに取り組み、効率的かつ安定的で継続的な保育所運営を推進します。

(2) 公立保育所のあり方

① 公立保育所の役割

公立保育所は、子育て支援の中核的な役割を担い、子育てや食育についての専門性を活かして一人ひとりの子どもの育ちを大切にされた丁寧な保育を行うとともに、在宅児童を含む子どもたちの成長を支える保育の地域拠点をめざし、保護者に対する子育て支援・援助の場として子どもの健全な発育を支援します。

② 公立保育所のうち市直営の保育所の役割

ア 公立保育所のうち市直営の保育所は、発達などに配慮を必要とする子どもや、児童虐待の防止などの家庭支援が必要な世帯の子どもについて、公設民営保育所及び私立保育所の対応が困難な場合の受入先としての役割を果たします。

イ 一定規模の保育所に次の研修等拠点機能を付与し、人材育成や保育サービスの試行的な実施など、保育の質の向上に向けたけん引役として、民間を含めた保育所間での情報共有を図り、市全体の保育サービスの向上を図ります。

(ア) 人材育成の拠点

保育の質の向上のためには、保育士等の育成や継続的な資質向上が必要であり、特に経験未熟な保育士等の指導については、一定規模の保育所において、経験豊富な保育士等を配置し指導、育成を実施します。

(イ) 保育の質の向上のけん引

既存の保育及び調理業務の見直しや新規業務の導入を円滑かつ効率的に行うために、一定規模の保育所において、現場の実情等を勘案しながら試行的に実施し、熟度を高めて他の保育所へ展開します。

2 保育所運営における民間委託の推進

(1) 民間委託の基本的な考え方

行政と事業者との役割を明確にするとともに、保護者・行政・事業者の3者の連携をもとに、事業者による効率的かつ安定的な保育所運営による新たな保育サービスの提供が期待される「民間委託（公設民営）」を進めます。

また、民間活力の導入により、今日的な保育需要への対応や新たな子育て支援サービスの充実、効率的かつ安定的な保育所運営の展開を図ります。

(2) 民間委託の推進により期待される効果

多様でニーズに柔軟な保育サービス（夜間・休日保育等）の円滑な提供が期待されます。

また、民間事業者による新たな雇用の創出や安定した雇用の確保が期待されます。

(3) 行政の責務

市は、子どもの最善の利益を優先し、安定した安心できる保育を確保するため、事業者の選定及び移行時の配慮や、委託事業者への指導・監督を行います。また、保護者、委託事業者、市の3者で組織する協議会において、委託事業者が行う保育サービスに関与・評価の機会を確保するとともに、改善について協議の場を設けるなど行政の責任を明確にし、民間委託に係る保護者や地域の不安感の払拭に努めます。

(4) 民間委託の推進

「第2部 民間委託のガイドライン」に基づいて推進します。

第2部 民間委託のガイドライン

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、三次市の公立保育所の民間委託を行ううえでの基本的な基準・ルールを定めています。

また、ガイドラインを定め、市民や運営法人（事業者）等に広く示すことによって、民間委託に対する保護者の不安を解消し、円滑な実施を図るとともに、良好な事業者の参入を促すことを目的とします。

さらに、民間委託後も保育所が地域において質の高い保育を安定的に提供することにより、子どもの育ちの支援と、保護者に対する子育て支援・援助の場としての役割を果たし続けることを目的としています。

2 民間委託の進め方

民間委託に関する情報提供、保護者・地域への説明や意見の聴取の機会の確保を図るとともに、民間委託に対する不安の解消に努め、保護者や地域の理解を得ながら、民間での運営委託が可能なところから民間委託を進めていきます。

(1) 民間委託対象保育所の選定

民間委託対象保育所の選定にあたっては、以下の基準に合致するものであることを基本とします。

① 立地・施設の基準

ア 施設や入所児童数の規模が十分にあり、委託後も安定的な保育所運営による保育サービスの提供やさらなる保育ニーズへの対応が期待できること。

イ 建物が比較的老朽化していないこと。

② ニーズ的基準

ア 通常保育をはじめ延長保育等の多様な保育ニーズへの需要が見込まれること。

イ 地域への子育て支援の充実が期待できること。

以上の基準により、平成24（2012）年2月に民間委託対象保育所として十日市保育所、愛光保育所及び酒屋保育所の3保育所を選定し、十日市保育所及び愛光保育所については民間委託を実施しましたが、このたびの公立保育所運営のあり方の見直しにより、保育の質の向上に向けたけん引役として、一定規模の保育所である酒屋保育所に研修等拠点機能（人材育成の拠点、保育の質の向上のけん引）を付与することとしたため、酒屋保育所は民間委託対象保育所から除外します。

(2) 事業者の公募及び選考方法

委託先は、保育に対する理念・目標が明確であり、その理念などへの方針や方法を具体的に示している事業者とします。委託期間は、安定した保育サービスの提供を図る観点から、長期間（5～6年程度）での委託とします。

さらに、委託事業者の公募にあたっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす事業者を基本に行います。

① 委託業務が満たすべき必須の条件

ア 保育所の運営については、児童福祉法、子ども・子育て支援法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、その他国の保育所通知関係法令通達に適合したものとして行うこと。

イ 保育所の日常的な業務の運営に必要な維持管理を適正に行うこと。

ウ 委託業務により取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

② 事業者と市の役割分担

事業者と市の役割分担は、原則として次のとおりとします。ただし、表に定める事項へ異議のある場合または定めのない事項については、別途協議とします。

項 目	事業者	市
指導監査（保育計画等の状況、給食の状況、衛生の状況、職員の状況、災害対策、就業規則、予算、決算の状況）		○
入所決定、保育利用料及び減免決定の事務や補助等の申請		○
保育利用料の徴収		○
保育所運営（職員採用、保育内容と利用者へのサービスの提供について）	○	
施設の維持管理（施設の保守点検・法定点検）		○
包括的な管理責任		○
一般的な災害への対応（風水害・地震・火災）	○	
保育所の管理下における災害保険加入		○
安全衛生管理	○	
保育に係る苦情等の対応	○	

民間委託では、保育所の施設及び敷地は市の所有（設置者は市）ですが、運営は民間事業者になり、職員は民間事業者が雇用します。公設民営は業務委託の一種であり、建物、備品等については市が貸与します。

③ 事業者の選考基準

選考基準は、事業の継続性・安定性等を審査するため次の点を重視します。

- ア 事業者は、児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、市の保育行政をよく理解し、保育内容を継承するものであること。書類審査（運営指針・ガイドライン等）、理事長・所長予定者とのヒアリングの実施により、運営の透明性や経営体質を確認する。
- イ 保育の内容については、「保育所保育指針」及び「子ども・子育て支援事業計画」を基本とし、子どもの権利を尊重する視点に立ち、保育の質の維持・向上をめざすこと。
- ウ 職員構成については、市が提示する職員配置基準を満たすこと。また、配置予定職員の年齢・経験年数のバランスをとり、所長予定者は保育所での保育士職務経験を10年以上有することとし、児童福祉に熱意と指導力のある者とする。保育士は保育所での保育士職務経験を5年以上有する者が、全保育士の半分以上を占めるとともに職員の雇用形態等を示すこと。
- エ 発達に支援が必要な児童の受入・対応を行うこと。
- オ 移行前の年間行事、保育内容を継承すること。（行事を変更する場合は、保護者と協議すること）
- カ 給食は自園で調理（市が作成した献立表で実施、3歳未満児に対しては完全給食を実施）を行い、アレルギー対応食を実施すること。
- キ 保育所の安全管理及び衛生管理については、法令等や施設の特性により児童及び職員の安全と衛生の確保に努めること。
- ク 市、保護者会、事業者との3者で月1回協議を行い、保育の充実を図ること。
- ケ セキュリティの対応、緊急時の対応マニュアル、夜間連絡体制を保護者に提示すること。
- コ 保護者会運営については、現状どおり公立保育所保護者会連合会と連携した活動を認めること。

④ 事業者の選考

選定については、専門的知識を有する学識経験者、保育現場経験者、保護者及び市民代表者などによる三次市立保育所業務委託業者選考委員会での審議を経て、保育の質を確保し、保育サービスの向上が図られるよう優良な委託業者を選考します。

事業者が決定した段階で、当該保育所の保護者だけでなく、市民にも広報を行い、当該保育所の保護者には、事業者からの説明会を実施します。

(3) 引継ぎの方法

- ・市は、委託事業者の当該保育所に採用予定の保育士及び調理員を、引継ぎ期間中に臨時職員として直接雇用します。当該保育所の引継ぎに係る職員は、市職員から保育所の運営や行事の引継ぎを受けるほか、日々の保育に関わりながら保育所の状況を把握します。引継ぎ期間は、3か月以内とします。
- ・引継ぎ内容は、保育所運営、管理全般に関する引継ぎ、保育方針や保育目標、延長保育等の特別保育、各種行事などの引継ぎ、入所児童の状況や地域性、関係機関との連携についての引継ぎ、懇談会や送迎時を利用した保護者との信頼関係の構築等です。
- ・引継ぎのための市正規職員の人員は、保育士の概ね2割を上限とします。

(4) 民間委託後の市の責任

- ・民間委託後も保育所の設置者としての市の責任は変わりません。事業者に対して、定期的に報告を求めるほか、実地調査などを行い、運営状況を把握し、必要に応じて指導・助言又は改善を指示します。
- ・保護者と当該保育所に問題が生じた時は、市がともに解決に向け努力します。

3 民間委託導入までのスケジュール

対象保育所の民間委託実施までの期間は、保護者や地域へ説明し、理解をいただいた後、適正な事業者の選定を行い、事業者が準備を行える期間とします。

<民間委託の説明から移行までの主な手順と期間>

No.	期 間	内 容
1		対象保育所保護者会等への説明と理解の形成
2	約3か月	委託事業者の公募・審査・決定 三次市立保育所業務委託業者選考委員会開催
3	約3か月	保護者・市・事業者との協議（引継ぎ計画策定準備）
4	約3か月	引継ぎ （保育所へ委託事業者採用予定職員が直接雇用により従事）
5	引継ぎ終了後	民間委託の開始

4 契約満了時の次期の選考方法について

(1) 選考方法

契約満了前年度または契約満了年度に次の評価を実施し、おおむね良好であれば現在の事業者に継続して委託する。

- ・市の指導監査結果（保育所運営の基準確認）
- ・第三者機関による客観的な評価（第三者によるサービス等の評価）
- ・保護者アンケートの結果（保護者によるサービス等の評価）

(2) その他

(1)により、現在の事業者の継続に疑義がある場合または事業者が継続しない等の場合は、三次市立保育所業務委託業者選考委員会で審議し、必要に応じて「3 民間委託導入までのスケジュール」と同様の手順により次期事業者を選考する。